

ブラジルにおける移転価格税制と 二重課税の排除（1）

久保田 幸

はじめに

第1章 ブラジルの移転価格税制の特殊性

第1節 国家機関と法体系

1 国家機関

2 租税法体系

第2節 移転価格税制の概要

1 国際課税原則の転換

2 移転価格税制導入の背景

3 移転価格税制の仕組み

（1）国外関連取引の意義

（2）固定利益率の採用

（3）最適方法ルールと検証単位

4 無形資産取引への対応

第3節 固定利益率の正当性と批判

1 RFBの見解

2 肯定的な評価

3 否定的な評価

第4節 小 括

第2章 国内救済手続から見る独立企業原則

第1節 国内救済制度の仕組み

1 行政救済の概要

2 司法救済の概要

第2節 租税条約と国内法の関係

- 1 租税条約と国内法
- 2 租税条約の国内適用
- 3 租税条約9条1項の法的性格

第3節 CARFによる決定の動向

- 1 OECD 移転価格ガイドラインとの関係
- 2 租税条約9条との関係
- 3 国内法にない手法の適用可能性
- 4 一体検証の可否

第4節 小 括

第3章 相互協議による二重課税の排除

第1節 ブラジルの租税条約

- 1 租税条約ポリシー
 - (1) 軍事独裁政権下の租税条約
 - (2) 米国との租税条約
 - (3) 近年の租税条約
 - (4) 独伯租税条約の終了
 - (5) 若干の補足
- 2 租税条約9条2項(対応的調整)
- 3 租税条約25条(相互協議)

(以上、69巻1号)

第2節 相互協議の現状と行動14

- 1 相互協議の状況
- 2 BEPS 行動14とモニタリング
 - (1) BEPS 最終報告書
 - (2) 審査方法

第3節 ブラジルと仲裁手続

- 1 ブラジルにおける障壁
- 2 カルボドクトリンの影響
 - (1) ラテンアメリカとカルボドクトリン
 - (2) ブラジルとカルボドクトリン

第4節 小 括

第4章 変わりつつあるブラジル

第1節 BEPS 行動 8～10への対応

- 1 ブラジルの基本スタンス
- 2 行動 8～10に対する立場

第2節 相互協議手続の前進

- 1 相互協議に係る統計の公表
- 2 相互協議手続の公表

(1) Instrução Normativa 1669/2016の概要

(2) 若干の考察

- 3 2017年モデル租税条約における立場

第3節 新たな国際商事仲裁モデル

- 1 資本輸出国への転換
- 2 CFIA モデルの概要

第4節 OECD への加盟に向けて

- 1 相互協議が独立企業原則への扉を開ける？
- 2 最近の OECD の動向

結びに代えて

(以上、69巻 2号)

略語一覧

英 語

BEPS	Base Erosion and Profit Shifting	税源浸食と利益移転
CP 法	Cost plus method	原価基準法
CUP 法	Comparable uncontrolled price method	独立価格比準法
ICSID	International Centre for Settlement of Investment Disputes	投資紛争解決国際センター
IFA	International Fiscal Association	国際租税法学会
ISDS	Investor-State Dispute Settlement	投資家と国家の紛争解決手段
PS 法	Profit split method	利益分割法
RP 法	Resale price method	再販売価格基準法
TNMM	Transactional net margin method	取引単位営業利益法
UNCTAD	United Nations Conference on Trade and Development	国連貿易開発会議

ポルトガル語

CAP	Custo de aquisição ou de produção mais tributos e lucro	原価基準法
CARF	Conselho Administrativo de Recursos Fiscais	行政不服審判所
CFIA	Acordo de Cooperação de Investimentos	投資協力協定
CPL	Custo de produção mais lucro	原価基準法
DRJ	Delegacia Regional de Julgamento	地方審査会
PIC	Preços independentes comparados	独立価格比準法
PRL	Preço de revenda monos lucro	再販売価格基準法
PVA	Preço de venda por atacado no país de destino, diminuído do lucro	輸出先国卸値基準法
PVV	Preço de venda a varejo no país de destino, diminuído do lucro	輸出先国小売値基準法
PVEx	Preço de venda nas exportações	独立価格比準法
RFB	Receita Federal do Brasil	連邦内国歳入庁

はじめに

2001年11月、投資銀行ゴールドマン・サックスがグローバル経済のトレンド予測のために作成した報告書⁽¹⁾の中で、ブラジル、ロシア、インド及び中国

の頭文字をとって BRICs という造語が用いられて以来、これらの国がグローバル経済の中心的プレイヤーとして活躍していることは、疑いの余地がないだろう。一方、各国の歴史や民主制のレベル、法制度や経済状況の違いは、必然的に国際的租税政策にも違いを生じさせている。こうした中、今般の BEPS プロジェクトによってその特異性が一層顕著になったと指摘されているのが、ブラジルの移転価格税制である。

ブラジルが国内法に移転価格税制を導入したのは、1996年のことである。それは事前に定めた固定利益率を用いて独立企業間価格を算定するものであり、グローバルに支持されている独立企業原則とは本質的に性格を異にする。こうしたブラジル固有の移転価格税制は、二重課税を引き起こす可能性をはらんでいるが、租税条約に基づく相互協議によって、当該二重課税が排除されたという話は耳にしたことがない。1990年代におけるブラジルの経済開放政策以降、日本からブラジルへの直接投資は増加の一途を辿っている。日本を拠点としてブラジルへ進出する多国籍企業は、投資リスクの一つとして、二重課税を甘受し続けなければならないのであろうか。

2017年5月29日、ブラジルは OECD への加盟申請を正式に行った。OECD 加盟国として承認されるためには、乗り越えるべき障壁が多数存在するが、特に問題視されているのが移転価格税制である。また、最近のブラジルは、相互協議に前向きな姿勢を見せつつある一面もあり、その動向には目が離せない。

そこで本稿は、ブラジルの移転価格税制とその適用により生じる二重課税の排除に焦点を当てて、その現状と課題を把握した上で、日本は今後、いかなる対応⁽²⁾を採るべきか模索することを目的とする。

第1章 ブラジルの移転価格税制の特殊性

第1節 国家機関と法体系

1 国家機関

移転価格税制について論ずる前に、ブラジルの国家機関について基本事項を確認しておくこととしたい。⁽³⁾1988年10月に公布されたブラジル連邦共和国憲法(以下「ブラジル憲法」という。)は、連邦国家における立法府、行政府、司法府が有する権能を定めている。⁽⁴⁾

1969年の旧憲法体制では、大統領が行政府の長及び国家の元首として強大な権力を有し、国会に対して優越的な地位にあったが、1988年のブラジル憲法の下では、大統領の権限が縮小される一方、国会の権限が大幅に拡大・強化された。⁽⁵⁾その結果、税制、予算、信用操作、公的債務、通貨発行等についての強い立法権限を国会が有することになった(48条)。連邦立法府は下院と上院から成る二院制を採る。立法手続は、①法案が委員会の一つに送られ、②委員会報告の公告後、法案は下院の承認に付され、③これが承認されれば、法案は上院の評決に付され、④上院でも承認されれば、大統領の裁可と公布に付されるのが典型的な流れである。ここで特筆すべきは、法律や法規命令の発効には大統領の裁可を要するが、この裁可は、立法権の専権として保留されている事項には及ばず、かなり制限されている点であろう。⁽⁶⁾

次に、行政権は、大統領が国务大臣の補佐を得て行使する(76条)。大統領は、国民により直接に選出され、大統領の権限の中でも重要なのは、国务大臣の任免、連邦行政の指揮、法律の裁可・公布、外交、条約締結等である(84条、62条)。ブラジル憲法下での統治体制は、基本的には大統領制を維持しているが、大統領の国会に対する拒否権の発動は絶対多数で排除できる(66条)など、行政府に対する国会のコントロールを実質的に強化したところに特色がある。⁽⁷⁾

最後に司法権についてであるが、連邦・州ともに三審制を原則とする。司法府の頂点には、憲法問題が関係する事件を扱う連邦最高裁判所が君臨する。⁽⁸⁾司法府の詳細については、租税紛争固有の手続と併せて、第2章第1節で扱うこととする。

ブラジル憲法は、三権の関係について「独立しつつも調和する」(2条)

と規定するが、以上から分かるとおり、実質的には国会の権限が相対的に強いところにブラジルの特徴が見出せよう。

2 租税法体系

ブラジルは、ローマ法を起源とする法システムが植民地時代にポルトガルによって確立されたシビルロー国であり、成文法を主な法源とする⁽⁹⁾。ブラジルの法システムは、ブラジル憲法を頂点として、その下で各種の立法形式があり、これらの法規の間ではその権限の範囲に応じたヒエラルキーが存在する⁽¹⁰⁾（図表1参照）。

まず、立法府により一般的に制定される法律（Lei Ordinária）は、その

（図表1）ブラジルの法体系

原 語	仮 訳	内 容 等
Constituição	憲 法	最高法規
Lei Complementar	補足法	憲法規定事項を補足するもので、国会の立法権限に属する法形式
Códigos	法 典	中でも租税に関する一般ルールを定めたのが Código Tributário Nacional（租税法典）
Lei Ordinária	通常の法律	立法府により普通に制定される法律
Medida Provisória	暫定措置	緊急時に行政府が作成、立法府による事後承認手続を要する
Lei Delegada	委任法	国会の委任に基づき行政府により策定される
Decreto Legislativo	立法府命令	国会が立法手続において排他的に行使する議決行為
Resolução	決 定	国会や議員が行う行為で、手続的效果を有する
Decreto	行政府命令	行政府の専権事項に関し発令されるもので、先行法令の決定を細則化する。財務省であれば、省令（Portaria）が該当
Instruções Normativas	指示通達	法規に関する指示通達
Parecer Normativo	規範指示	法規に関する規範通達
Processos de Consulta	回 答	納税者との協議を経た正式な回答

（出典）主に次の文献を参照にしている。二宮正人＝矢谷通朗編著『ブラジルの法要説—法令・判例へのアプローチ—』経済協力シリーズ（法律）169号28-35頁（アジア経済研究所、1993）、久野康成『ブラジルの投資・M&A・会社法・会計税務・労務』209頁（TCG出版、2013）、Rubens Branco, “Source and Residence: A new Configuration of Their Principles”, IFA CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL, Vol.90a,p.207（2005）、André Gomes de Oliveira & Francisco Lisboa Moreira, “The Brazilian Transfer Pricing Regime”, BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION, Vol.71, No.6, para.1.1（2017）。

承認のために特別の手續を必要としない。⁽¹¹⁾ 暫定措置法 (Medida Provisória) は、緊急時に行政府により作成、公布及び公示されるが、公示に続いて議会の採択に付されなければならない。⁽¹²⁾

行政府により作成される委任法 (Lei Delegada) は、委任権の内容及び行使形態について国会決議を経た後に策定される。法規の作成はこれにとどまらず、各省において行政法規則が公示される。財務省であれば省令 (Portaria)、その執行機関である連邦歳入庁 (Receita Federal do Brasil (以下「RFB」という。)) は、規則のほか、法規に関する指示通達 (Instruções Normativas)、確認行為 (Ato Declaratório) 及び規範指示 (Parecer Normativo)、納税者との正式な協議を経た回答 (Processos de Consulta) 等の公表を通して租税法の解釈・適用に関する責務を負っている。⁽¹³⁾

大陸法の流れを汲むブラジルでは、憲法において、納税者の権利や連邦、州及び自治都市政府による租税の賦課徴収が詳細に規定され (145条~162条)、憲法規定事項を補完する補足法 (Lei Complementar) 及び租税法典 (Código Tributário Nacional) において、租税に関する一般的ルールが定められている。⁽¹⁴⁾ なお、租税法典には、補足法に匹敵する高い地位が付与されている。⁽¹⁵⁾

以下では、後述するブラジルの移転価格税制に関する理解に資するよう、租税に関するブラジル憲法上の要請を確認しておく。

ブラジル憲法によると、租税の賦課徴収は、合法性の原則 (princípio da legalidade) に従わなければならないとされている。⁽¹⁶⁾ ここでいう合法性の原則とは、租税は議会で採択された法律に従って、賦課徴収されなければならないことを意味し、日本という租税法主義がこれに当たるだろう。ラテンアメリカ諸国の多くがこの原則を採用しているが、中でもブラジルにおいては、当該原則が厳格に要請され、税務当局に裁量が認められる余地は殆どないという。⁽¹⁸⁾

また、ブラジル憲法は、租税の賦課徴収においては、等しい状況にある納

税者は等しく扱われなければならないこと（平等原則）や、納税者の法的確実性を担保するための詳細な適法手続を定めることも要請していると解されている⁽¹⁹⁾。

第2節 移転価格税制の概要

1 ブラジルの国際課税原則

ブラジルでの法人所得税の施行は1922年にまで遡る（Law 4624⁽²⁰⁾）。1965年には、1946年ブラジル憲法に基づきブラジルの租税体系に重要な変更が加えられ、かつての慣習や法令に基礎を置く租税を排除して、経済的基準に依拠するものへ移行した⁽²¹⁾。1988年ブラジル憲法は、租税の構造や計算基礎のいくつかに変更を加えているが、1965年の改革に比べると些細なものであり、現行の租税体系のルーツは1965年の改革にあると理解できよう。

1990年代になると、ブラジルの国際課税原則に二つの重要な変更が加えられた。一つは、全世界所得課税方式への移行である。従来は、ブラジル国内に源泉がある所得のみに課税するテリトリアル方式が採用されていたが、1995年以降は、ブラジル内国法人が国外で稼得した所得についてもブラジルで課税されることとなった（Law 9249/95）。この背景には、テリトリアル方式では、軽課税国に所得を移転する租税回避に対処できないとの問題意識があった⁽²⁴⁾。もう一つの変更は、本稿が取扱う1996年の移転価格税制の導入である（Law 9430/96）。

ブラジルは資本輸入国として、常に課税ベースを確保するための手段を包括的に講じてきたとあってよいだろう。①国外への送金規制、②課税所得の計算におけるロイヤルティ等の控除制限、③ロイヤルティ、配当、利子の国外への支払に対する高い源泉徴収税率の適用⁽²⁵⁾、③移転価格税制の適用はその一例である。こうしたアプローチに対しては、「たとえ二重課税を引き起こす結果になるとしても、政策的観点からすると、租税回避に対するブラジルの攻防として評価しうる⁽²⁶⁾」との見方もある。ブラジルが国際課税問題に対し

て、ユニラテラルな対処を選択することの表れともいえよう。⁽²⁷⁾

2 移転価格税制導入の背景

ブラジルが移転価格税制を導入する数十年も前から、OECD加盟国政府は多国籍企業によるグループ内取引の価格操作による課税所得の国外流出への対抗策として移転価格税制を導入し、それを適用してきた。⁽²⁸⁾ 他方、ブラジル政府は、所得移転への対抗策として「為替規制」を用いることに重きを置いてきた。⁽²⁹⁾ それでもやはり、1990年代初頭の貿易自由化という大きな政策変化には勝てなかったのである。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾ 外国資本の急激な流入は1994年以降に顕著となり、関連者間の価格操作による国外への所得移転を防止する規定の必要性を認識した連邦議会は、移転価格問題に対処する包括的な規定の制定に乗り出したのである。⁽³²⁾

興味深いことに、制度設計に係る議論の出発点は独立企業原則であったと⁽³³⁾いう。行政府から連邦議会に提出された reasoning は、OECDによって規定されたメカニズムを採用するという提案であった。⁽³⁴⁾ しかしながら、審議の過程においては、納税者が自らの課税所得を適切に査定できるかどうかという観点⁽³⁵⁾が重視され、最終的には、固定利益率に基づいて独立企業間価格を算定するという法律となった。

厳密には、1996年以前においても移転価格税制に類似する制度は存在したと⁽³⁶⁾いってよいだろう。1960年代初めのブラジルには、関連者間取引を規制する税制が存在しなかったため、関連者間で利益を付け替えることによって利益の圧縮や繰延が可能な状況であった。これを規制するために1964年に施行されたのが、いわゆる「恣意的な利益配分規制」(disguised distribution of profit rules)である(Art. 367)。当該規制の適用要件は、①関連者間の取引(株主との取引、役員との取引等)であること、②取引が市場価格で行われていないことの二つである。⁽³⁷⁾ これらの要件を充足する取引については、市場価格に引き直して課税所得を再計算することができる(Art. 370)。しかし、この規制の最大の欠陥は、クロスボーダー取引にまで適用されるのか

曖昧であったところにある。⁽³⁸⁾ 当該規制の限界を超えた急速な外国資本の流入は、ブラジル居住者の所得を国外に移転することを黙認する結果となり、ブラジルにおける移転価格税制創設への原動力となったといえよう。

3 移転価格税制の仕組み⁽³⁹⁾

1996年に導入された移転価格税制（Law 9430/96）付随する説明文書（Exposição de Motivos）によると、ブラジルの移転価格税制は、OECDが認める独立企業原則を意識して設計したものであるという。⁽⁴⁰⁾ しかし、ブラジルの移転価格税制が独立企業原則に則したものでないことは広く知られたところであり、今般のBEPSプロジェクトによってOECD加盟国のみならず、世界中の国とも乖離していることが浮き彫りになったと批判されるほどである。⁽⁴¹⁾ ブラジルの移転価格税制は、導入後に幾度も法改正が行われ、それを補足する規則や指示通達等が複数公表されたが、⁽⁴²⁾ 導入時の制度の骨格は維持されていると評価されている。⁽⁴³⁾

以下では、具体的にどのような点が世界各国の移転価格税制と異なるのか、確認していくこととする。

（1）国外関連取引の意義

ブラジルの移転価格税制における国外関連者の範囲は、ブラジル会社法（Law 6404 of 15 Dec. 1976）で規定されている支配概念に則したものであるため、⁽⁴⁴⁾ 結果としてかなり広いものとなっている。まず、国外関連者に該当するか否かを判断する出資比率については、10%基準が採用されており、日本が50%基準を採用していることと比較するとその適用範囲が広いことは明らかである。出資関係がない場合であっても、ブラジルの居住者とその排他的独占売買業者との間の取引があれば、経済的つながり（economic bonds）を重視して移転価格税制の適用対象となる。⁽⁴⁵⁾ こうしたブラジルの移転価格税制における関連者の概念は、会社法の概念に加えて、先述の「恣意的な利益配分規制」の考え方も反映している。⁽⁴⁶⁾ 移転価格税制が恣意的な利益配分規制の延長上にあると理解すると、移転価格税制上の広範な関連者の概念は、少

なくともブラジル国内においては正当化され得るかもしれない。しかし、租税条約が国外関連者の範囲について規定していない場合には、国内法の規定に則して解釈することになるが、⁽⁴⁷⁾当事国間での解釈が過度に乖離している場合に国際的⁽⁴⁷⁾二重課税が生じたときは、これをいかに排除するかという課題は残るだろう。

更にブラジルの移転価格税制は、出資関係や経済的つながりの有無にかかわらず、ブラジル居住者と軽課税国の居住者との間の取引に対しても適用がある (Law 9430/96, Art.23)⁽⁴⁸⁾。本来、移転価格税制は関連者間取引に適用されるものである。取引先の所在地国が軽課税国であることを根拠に移転価格税制が適用される仕組みは、ブラジルが同税制を「租税回避防止規定」と位置付けていることの表れといえよう。

(2) 固定利益率の採用

このように、広範な取引を適用対象とするところにブラジルの移転価格税制の特徴が見られるが、同国の移転価格税制が国際的スタンダードと乖離していると批判される最大の原因は、法律で事前に定めた固定利益率の適用にある⁽⁴⁹⁾と⁽⁴⁹⁾いって過言でないだろう。ブラジルにおける移転価格算定方法は、輸入取引 (Law 9430, Art.18)、輸出取引 (Law 9430, Art.19)、コモディティ (一次産品) 取引 (Law 9430, Art.18A, 19B) 及び金融取引 (Law 9430, Art. 22) の4つに区分して規定されている。ここでは、日本企業への影響が大きい輸入取引及び輸出取引に焦点を当てて、その内容を確認する (図表2参照)。

イ 輸入取引

輸入取引に係る移転価格算定方法は、独立価格比準法 (以下「PIC法」という。)、再販売価格基準法 (以下「PRL法」という。)) 及び原価基準法 (以下「CPL法」という。)) の三つが規定されている。

まずPIC法は、国外関連取引に係る棚卸資産、サービス又は権利 (以下「棚卸資産等」という。)) と同種又は類似するもので、同様な支払条件の下で売買された棚卸資産等の取引価格の平均値をもって、当該取引の移転価格と

（図表 2）ブラジル国内法の移転価格算定方法（OECD との比較）

OECD 移転価格 ガイドライン	ブラジル移転価格税制	
	輸入取引	輸出取引
独立価格比準法【CUP法】	独立価格比準法【PIC法】	独立価格比準法【PVEx法】
再販売価格基準法【RP法】	再販売価格基準法【PRL法】 ◆再販売価格－（20～40%） [※] ※業種により異なる。	輸出先国卸値基準法【PVA法】 ◆卸売価格－15% 輸出先国小売値基準法【PVV法】 ◆小売価格－30%
原価基準法【CP法】	原価基準法【CPL法】 ◆原価＋20%	原価基準法【CAP法】 ◆原価＋15%
利益分割法【PS法】	規定なし	規定なし
取引単位営業利益法【TNMM】	規定なし	規定なし

（出典）久野康成『ブラジルの投資・M&A・会社法・会計税務・労務』330頁（TCG出版、2013）、EY 税理士法人『世界73か国の移転価格税制ガイドブック』4頁（中央経済社、2014）、Elen Pexoto Orsini & Daniel Gustavo Peixoto Orsini Marcondes, “Recent Changes in Transfer Pricing Rules”, INTERNATIONAL TRANSFER PRICING JOURNAL, January/February 2013, p.26 (2013).

する方法である（Art.18. I）。

次に PRL 法は、国外関連者から仕入れた棚卸資産等を非関連者に対して販売した価格から、みなし利益相当額を差し引いた金額を当該取引の移転価格とする方法である（Art.18. II）。現行法上、控除するみなし利益相当額を算定するための粗利益率は、業種ごとにあらかじめ規定されている。例えば、医薬品、タバコ、機械装置等に係る取引には40%、化学製品、ガラス製品、紙製品等に係る取引には30%、その他の製品に係る取引には20%の固定利益率が適用される（Art.18. para.12）。

なお、移転価格税制導入時は、RPL 法の適用上、すべての取引について一律20%を固定利益率としていたが、ブラジル国内で追加的加工を行った場合であっても当該利益率を用いることができるか否か、議論が重ねられた。これを受けた2000年の法改正により、単純販売のディストリビューターについては、20%の固定利益率を適用できるが、ブラジル国内で輸入品に付加価値を加えて販売する場合には、60%を適用することとした（Law 9959/00）。しかし、ブラジル国内で簡易な加工を施した場合に、いずれの率を適用すべ

きかについて、納税者と税務当局との争いが絶えなかったため、2012年に再度、法改正が行われ、業種別に固定利益率を規定する現行の方法となった。⁽⁵⁰⁾ただし、今日に至っても改正前の税制の適用を巡って税務当局と納税者との紛争は続いているため、今後の動向を注視する必要はあろう。⁽⁵¹⁾⁽⁵²⁾

最後にCPL法は、国外関連取引に係る棚卸資産等の売手が当該棚卸資産等と同種若しくは類似するものを製造するために要した費用の平均値に、輸出時に課される税金及び関税を加え、更にあらかじめ規定された利益相当額20%を加算した額を移転価格とするものである(Art.18. III)。

ロ 輸出取引

輸出取引については、独立価格比準法(以下「PVEx法」という。)、輸出先国卸値基準法(以下「PVA法」という。)、輸出先国小売値基準法(以下「PVV法」という。)及び原価基準法(以下「CAP法」という。)の4つの手法が規定されている。

まずPVEx法は、非関連者に対する棚卸資産等の平均輸出価格、又はブラジル国内の他の輸出業者による同種又は類似する棚卸資産等の平均輸出価格により算定する方法である(Law 9430/96, Art.19, para.3. I)。次にPVA法は、輸出先国の卸売市場における同種又は類似する棚卸資産等の平均販売価格から売上係る税額と販売価格の15%を差し引いて算定する方法であり(Law 9430/96, Art.19, para.3. II)、またPVV法は、輸出先国における小売市場において同種又は類似する棚卸資産等の平均販売価格から売上係る税額と販売価格の30%を差し引いて算定する方法である(Law 9430/96, Art.19, para.3. III)。最後にCAP法は、輸出する棚卸資産等を購入又は製造するのに要した費用に、輸出時に課される税額を加え、更にあらかじめ規定された利益相当額15%を加算した額を移転価格とする方法をいう(Law 9430/96, Art.19, para.3. IV)。

なお、輸出取引に関してはセーフハーバーが認められており、国外関連者への販売価格が、ブラジル国内市場で販売した同じ棚卸資産等の平均価

格の90%以上であれば、移転価格税制の適用が免除される（Law 9430/96, Art.19⁽⁵³⁾）。

ハ OECD 移転価格ガイドラインとの対応関係

ブラジルの移転価格算定方法と OECD 移転価格ガイドラインにおいて認められている移転価格算定方法との対応関係をまとめると、図表 2 のとおりとなる。PIC 法及び PVE_x 法は独立価格比準法（CUP 法）に対応する（以下 PIC 法、PV_x 法を総称して便宜的に「CUP 法」という。）。PRL 法、PVA 法及び PVV 法は再販売価格基準法（RP 法）に対応し（以下 PRL 法、PVA 法、PVV 法を総称して便宜的に「RP 法」という。）、そして、CPL 法及び CAP 法は原価基準法（CP 法）に対応する（以下 CPL 法、CAP 法を総称して便宜的に「CP 法」という。）。

確かにこうした対応関係は認められるものの、ブラジルの移転価格税制は、① RP 法及び CP 法の適用上、法定された業種別の固定利益率を採用し、機能・リスク分析を基本とする独立企業原則を採用していないこと、② OECD 移転価格ガイドラインでいう基本三法のみを規定し、取引単位営業利益法（以下「TNMM」という。）や利益分割法（以下「PS 法」という。）を許容していないところに特異性を見出せる。つまり、固定利益率を用いることで、独立企業原則が基本とする機能・リスク分析、それに基づく比較対象取引の選定を介在させる余地がなくなり、業種により稼得すべきリターンが自動的に確定してしまうのである。

（3）最適方法ルールと検証単位

ブラジルの移転価格税制の特徴として、最適方法ルールを採用していないことも挙げられよう。これにより納税者は、文書の入手可能性を考慮して、自らのビジネスの実態に最も適合していると考えられる方法、或いは税務上、最も好ましい結果をもたらす方法を選択することができる⁽⁵⁴⁾。こうした側面を捉えて、ブラジルの移転価格税制は、手法の選択において柔軟性が認められており、多国籍企業のタックスプランニングにとって必ずしも害があるわけで

はないという肯定的評価もある。⁽⁵⁵⁾

しかしながら、納税者は、各手法が要請する文書化義務を果たす必要があるため、実質的には自由に移転価格算定方法を選択することができず、手法の選択肢は制限されているのが実態であろう。⁽⁵⁶⁾ というのも、ブラジルの移転価格税制は、先述のとおり基本三法しか認めておらず、また、一体検証が認められないことは行政規則で明確にされている (Normative Ruling 1312/12)。つまり、製品や部品の区分ごとの税額計算が求められるため、税務処理は煩雑にならざるを得ない。⁽⁵⁷⁾ こうした状況において、例えばCP法を適用しようとする、納税者は商品やサービスの提供者による国外におけるコストベースの記録 (原材料購入、賃金、地代、その他間接費用に関するインボイスなど) を全て収集する必要があり、相当の事務負担を伴うことになる。⁽⁵⁸⁾ また、CUP法を適用しようとしても、ブラジルでは比較対象取引に関する公開データが不足しているため、内部比較対象取引に依拠せざるを得ない。⁽⁵⁹⁾ しかし、そのような都合の良い取引はめったに存在しないのである。⁽⁶⁰⁾

4 無形資産取引への対応

独立企業原則の適用上、最大の論点である無形資産取引についてはどのように対処しているのだろうか。輸出入取引に関するブラジルの移転価格税制は、棚卸資産、サービス及び権利のみを移転価格税制の対象とし、無形資産をその適用対象外としている。具体的には、ロイヤルティ、技術科学的フィー、管理料の支払については、移転価格税制の適用対象外とされている⁽⁶¹⁾ (Law 9307/1996, Art.18, para.9)。これは、連邦議会が1958年から適用されている規定を維持することを選択したことに由来する。⁽⁶²⁾

1958年11月に制定されたロイヤルティ控除の制限規定 (Law 3470, Art. 74) は、投資受入国として所得の国外流出を最小限に抑えるために、課税所得の計算上、ロイヤルティ等の控除額に上限 (特許に関しては売上の5%、商標に関しては売上の1%) を設けるものである。そもそもブラジルでは、特許や商標のライセンスから生じるロイヤルティを国外関連者に支払うため

には、関連者間の契約を特許庁及びブラジル中央銀行に登録する必要がある⁽⁶³⁾。こうしたブラジルの無形資産取引に対するアプローチは、独立企業原則とは全く異なる次元で1960年代に発達したものである。無形資産取引を移転価格の問題として捉えるよりは、こうしたアプローチの方が実用的で、予測可能性も確保できるとしてその有効性を評価する見解もある⁽⁶⁴⁾。

2002年、連邦議会がブラジルの移転価格税制を OECD 移転価格ガイドラインに沿った新たなルールに変更する法案を検討したこともあった⁽⁶⁵⁾。改正案では、ロイヤルティ等の支払も移転価格税制の対象とされており、ロイヤルティの控除規制に係る諸々の手続に重大なインパクトを与えることになる⁽⁶⁶⁾。さらに、改正による影響は税法だけにとどまらず、外国為替規制にも重大な影響を及ぼすことが想定された⁽⁶⁷⁾。結局のところ、法改正に伴うインパクトの大きさを懸念して改正は見送られたと理解できよう。

しかしながら、無形資産取引に関しては、国外関連者から收受するロイヤルティの対価や無形資産自体の購入や売却取引については、国内法上、何ら手当てされていないという課題は残るだろう。幸いにも、ロイヤルティの支払以外の無形資産取引については、ブラジルで問題になったことがないという⁽⁶⁸⁾。しかしこれは、ブラジルが純粋な資本輸入国であったからにすぎず、中長期的観点から見ると状況は変わるのではなかろうか。基本三法しか認めないとするブラジルの移転価格税制を将来にわたって貫く場合、適切な無形資産使用料をいかに回収するか、無形資産の一括譲渡取引において無形資産をいかに評価するか、といった問題に直面することになるだろう。

第3節 固定利益率の正当性と批判

1 RFBの見解

ブラジルの移転価格税制、とりわけ固定利益率の採用について RFB はどのように考えているのだろうか。国連租税委員会は、2012年10月に国連移転価格マニュアルを策定した⁽⁶⁹⁾。その後、各国における移転価格分析の発展や税

務当局の経験を踏まえた改定作業が続けられ、2017年4月に同マニュアルの改訂版を公表した。⁽⁷⁰⁾そこではブラジルを含む6か国の見解が提示されている。

まずRFBは、ブラジルの移転価格税制は租税回避(tax evasion)への対処を目的としたものであり、独立企業原則に則したものである旨を明確に述べている。⁽⁷¹⁾その上で、納税者が選定した比較対象取引に基づく独立企業間価格は、税務当局による事前の承認や審査を受けたものではないため、司法判断における不安定性をはらんでいるとして、⁽⁷²⁾固定利益率を用いることには分があるという。

続いてRFBは、RP法及びCP法の適用上、固定利益率を用いる場合の利点について延々と論ずるが、要すると次の4点にまとめられよう。⁽⁷³⁾①特定の比較対象取引を必要としない簡素なシステムであること、②移転価格固有の論点に関して専門的な知識を必要としないため、納税者と税務当局の双方にとって人的リソースの削減に資すること、③ブラジルにおける租税債務について、納税者に予測可能性を付与できること、④各企業に同じ税負担を課すため、企業間の競争に歪みを生じさせないことである。

以上のとおり、比較対象取引を用いることなく固定利益率を適用することについて、RFBは上述の4点を強調することによって、その正当化を試みている。しかしながら、独立企業原則は、機能・リスク分析に基づき選定された比較対象取引を参照して独立企業間価格を算定するものであって、固定利益率が有する簡便性や適用の容易さを引合いに出して、固定利益率が独立企業原則に則したものであると説明するには無理があることは否めない。TNMMやRP法を採用しないことの正当性については、沈黙を貫いている。

興味深いのは、固定利益率を用いる場合、権限ある当局による相互協議へのアクセスが認められないときは、二重課税が残る可能性があることを弱点(weakness)としてRFBが自認していることである。⁽⁷⁴⁾ブラジルの相互協議に対する考え方については第3章で、今後の展望については第4章で論ずる

こととしたい。

2 肯定的な評価

実のところ、ブラジルの移転価格税制に対する肯定的な評価は少なくとも⁽⁷⁵⁾ない。肯定派の見解を整理すると、次の二点に要約できるだろう。

第一の見解は、制度の「簡素さ」や「予測可能性」を評価する見解である。その内容は、上記1で確認したRFBの見解と同様であるためここでは割愛するが、⁽⁷⁶⁾Law 9430/96の制定過程において、立法者は独立企業原則を採用する場合の実務的な限界を考慮し、最終的には、公平性（fairness）よりも効率性（efficiency）を選択したという⁽⁷⁷⁾。このように、固定利益率と独立企業原則を天秤にかけ、前者の方が行政コストや納税者のコンプライアンスコストを最小限に抑えることができるという比較衡量によって前者を正当化するのが第一の見解といえよう。

第二の見解は、独立企業原則よりも固定利益率を採用する方が、他国にとっても有益であるとの主張である⁽⁷⁸⁾。固定利益率の決定に当たって、過度に高い利益率を設定するならば、多国籍企業は、ブラジルを投資先として選択しないであろうし、逆に、許容範囲の利益率であれば、納税者は最小限の利益をブラジルに落とすだろうという⁽⁷⁹⁾。そうだとすると、ブラジルの移転価格税制は、他国に害を与えることはないという結論になる⁽⁸⁰⁾。また、ブラジルのような途上国が独立企業原則を採用することは、納税者に過大な負担を与えることになり、結果として、国外関連者が所在する相手国にも害を及ぼしかねないという⁽⁸¹⁾。

3 否定的な評価

国際的に見た場合、ブラジルの移転価格税制に対しては、否定的な見方が圧倒的に多いであろう。否定派の主な主張は、次の二点ではなかるうか。

第一は、税務当局が認めるクライテリアが事実と状況に合致していない場合に、人為的な価格（artificial price）を許容することになる旨の批判であ⁽⁸²⁾る。利益率をあらかじめ固定するブラジルの移転価格税制は、多くの場合、

その国や法人、産業の経済実態に見合ったものではない。また、本章第1節で述べたとおり、ブラジル憲法は、担税力に応じた課税も要請しており、実態からかけ離れた課税は、平等原則に違反するおそれもある⁽⁸³⁾。

第二は、移転価格税制の適用により二重課税が生じた場合に、租税条約に基づく相互協議を実施したとしても、ブラジルの権限ある当局と外国の権限ある当局が合意に至ることを困難にする旨の指摘である⁽⁸⁴⁾。多くの国が機能・リスク分析に基づく比較対象取引の選定により価格や利益を決定する独立企業原則を採用している中で、ブラジルは業種別の固定利益率を適用しているのである。ブラジルが合法性の原則を根拠に国内法で規定された固定利益率に固執するのであれば、仮に相互協議を実施したとしても、その妥協点を探ることには困難を伴い、二重課税が排除される可能性は極めて低いだろう⁽⁸⁵⁾。そもそも、ブラジルが締結しているすべての租税条約において、対応的調整を規定する9条2項が欠如している。ブラジルの移転価格税制を検討するに当たっては、租税条約を切り口とした分析が必要不可欠と認められるところ、こうした点については、第2章第2節及び第3章第1節にて詳述することとしたい。

第4節 小 括

ブラジルは、移転価格税制導入前においても関連者間取引を規制するための「恣意的な利益配分規制」を有していたが、クロスボーダーな取引には対応しきれていなかった。1990年代の急激な外国資本の流入に伴い、関連者間取引における移転価格操作による所得の国外流出に対する危機感が急速に高まり、これを規制する租税回避防止規定を導入する必要性が認識された。連邦議会の法案審議で最初に検討されたのは、「OECDで認められている方法」、すなわち独立企業原則に軸足を置く移転価格税制であった。しかしながら、最終的には実行可能性を重視した固定利益率の適用、すなわち、独立企業原則とは乖離した手法が1996年に導入された。なお、OECDで認めら

れている TNMM や PS 法といった利益ベースの手法や、最適方法ルール、取引の一体検証についても認めていない。

「自国の制度は独立企業原則に則したものである」と RFB は一貫して主張するが、その理屈については説明されていない。それどころか、自国の制度を独立企業原則と比較することによって、実行可能性や効率性、簡便性、予測可能性といった側面での優位性を強調してその正当化を試みている。

こうしたブラジルの移転価格税制に対しては、制度の簡素さを評価して、これを支持する見解も少なくない。その一方で、固定利益率を用いることによって、実態と乖離した税負担が要請されること、永久に排除されない国際的二重課税を生じさせる可能性が高いといった懸念が示されている。

以上のとおり、ブラジルの移転価格税制と独立企業原則との整合性については、説得的な論証がなされていない現状を踏まえ、次章では、国内救済手続において示された決定等を素材として、ブラジルの移転価格税制と独立企業原則との関係等について検討を行う。

第 2 章 国内救済手続から見る独立企業原則

第 1 節 国内救済制度の仕組み

まずは、第 1 章第 1 節で先送りとしたブラジルの司法府について概観しておく。また、近年、ブラジルでは、移転価格事件について、不服申立の段階で重要な決定が下されているため、行政府による国内救済手続の概要についても併せて確認しておきたい。⁽⁸⁶⁾

租税紛争に関する国内救済手続として、行政上の救済（不服申立）と司法上の救済（訴訟）の二つが用意されている。しかし、ブラジルの裁判所には租税を専門とする裁判官が存在しないため、審議のレベルに限界があり、最終決着に至るまでに10年以上の歳月を要し、裁判費用や人件費等が企業体力を圧迫しかねないという⁽⁸⁷⁾。そのため、ブラジルでは、不服申立前置主義は採用されていないが、大半の納税者は不服申立を利用している状況にある。⁽⁸⁸⁾

1 行政救済の概要

税務調査に対する不服申立は、賦課決定通知書の日付から30日以内に地方審査会(Delegacia Regional de Julgamento)(以下「DRJ」という。)に対して行う必要があるが、DRJは、**3名～5名**のRFBのシニアメンバー⁽⁸⁹⁾によって構成されている。この申立により、租税債務の徴収は一時中断される⁽⁹⁰⁾。DRJによる審議は非公開で実施され、納税者の参加は認められていない⁽⁹¹⁾。一旦、DRJによる決定が下されると、納税者は30日以内に第二審に相当する行政不服審判所(Conselho Administrativo de Recursos Fiscais)⁽⁹²⁾(以下「CARF」という。)⁽⁹³⁾に対して申立てるか、或いは、司法手続に入るために裁判所に提訴することになる。なお、税務当局もDRJの決定に不服がある場合には、CARFに申立てることができる⁽⁹⁴⁾。

CARFのパネルは、RFBによって指名された**3名**の審判官と、納税者又は納税者団体を代表する**3名**の審判官から構成される⁽⁹⁵⁾。パネルの議長は、RFBによって指名された審判官が務める一方、副議長は納税者又は納税者団体を代表する審判官が務める⁽⁹⁶⁾。2015年に、CARFに関する改革が行われた結果、従来のような実務に長けた弁護士が納税者を代表する審判官を務めることは禁止され、学術的なバックグラウンドを備えた有識者が審判官として選任されることとなった⁽⁹⁷⁾。

一旦、事件がCARFのパネルに割り当てられると、審判官のうちの一人が報告者として指名され、パネルセッションが行われている間、他のメンバーへの報告義務を負う⁽⁹⁸⁾。CARF段階での証拠の追加的な提出は認められていないが、その証拠がDRJの段階では知り得なかった新たな事実である場合は、証拠の提出が例外的に認められている⁽⁹⁹⁾。

CARFのパネルセッションは公開性で、納税者やその代理人には、セッションに出席して補足説明を行う機会が保障されている⁽¹⁰⁰⁾。審判官の意見が**3対3**で分かれる場合には、パネルの議長が最終決定権を有する⁽¹⁰¹⁾。CARF改革後の傾向として、約**7割**以上の事件においてCARFは税務当局に有利な

決定を下して⁽¹⁰²⁾いる。仮に、納税者に有利な決定が下された場合、RFBは提訴できない仕組みを採っており、その段階で納税者の租税債務が確定することになる⁽¹⁰³⁾。このことも納税者が不服申立前置を選好する理由の一つであろう。なお、CARFの決定に不服がある納税者は、30日以内に、次に見る連邦裁判所に提訴⁽¹⁰⁴⁾することができる。

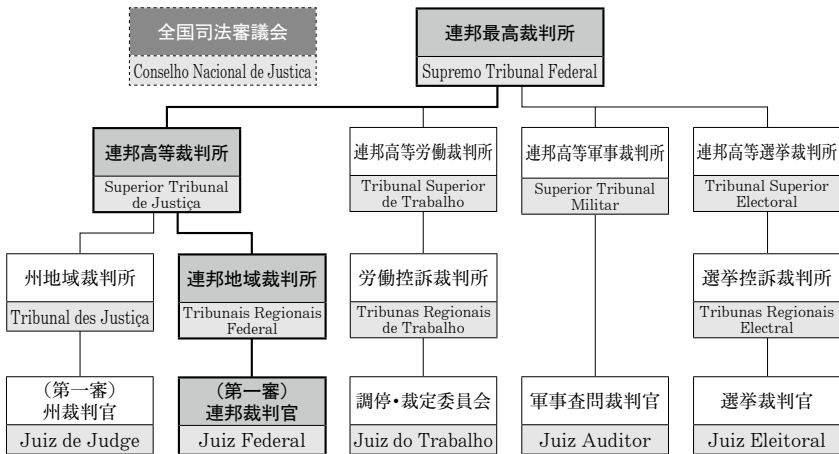
2 司法救済の概要

ブラジルには、いくつかの特別裁判所があるが、専ら租税問題を扱う租税裁判所は存在しないため、連邦租税に係る紛争は、通常の連邦裁判所で審議される（図表3参照）。

第一審では、単独の連邦裁判官（Juiz Federal）によって事件が審理⁽¹⁰⁵⁾される。第二審に当たる連邦地域裁判所（Tribunais Regionais Federal）は、主要な5つの都市に配置されており、第一審の単独連邦裁判官による判決を審議⁽¹⁰⁶⁾する。

第三審に当たる連邦高等裁判所（Suerior Tribunal de Justiça）は、憲

（図表3）ブラジルの司法体系



（出典）Bob Michel et al. “The Judicial System of Brazil: Legal Remedies under the Brazilian Tax System” BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION, Vol.71, No.6, para. 1.2.1.2.1 (2017).

法以外の法律問題を扱う最高の上訴裁判所であり、下級審で認定された事実関係については審議しない⁽¹⁰⁷⁾。また、連邦高等裁判所は、特殊な国際租税事件の審理も担当している。

ブラジリアに設置された連邦最高裁判所(Supremo Tribunal Federal)は、憲法問題に係る審理を行い、申立を受理するか否かは社会的反響も考慮して決定する⁽¹⁰⁸⁾。最高裁判所は、大統領によって指名され、上院によって承認された11名の裁判官から構成される⁽¹⁰⁹⁾。最高裁判所の審理の様子はテレビ中継で公開される⁽¹¹⁰⁾。なお、最高裁判所の最高判事は、司法の内部統制機関である全国司法審議会(CNJ)の長も務める⁽¹¹¹⁾。こうした専門化された連邦司法システムは、2004年の司法改革で構築されたものであり、国の他の権力からの独立性を維持するセーフガードとしての責務を担っている⁽¹¹²⁾。

ブラジルは大陸法の伝統に従い、かつては判例拘束性の原則を採用してこなかった。しかし、2004年以降、最高裁判所の判決は、11名の裁判官の3分の2の多数決により、下級裁判所、行政庁、すべての国民に対して自動的に拘束力を有することとなった⁽¹¹³⁾。

租税に関する裁判においては、例えば、①賦課決定の誤り(事実関係、法律解釈を含む)、②調査の基礎となった証拠、③税務当局による行為の合法性や違憲性について争うことができる。ブラジルは法規範について階級制が強いシステムを採用しているため、税務当局の決定が基礎とした法規範がより上位の規範に適合しているかどうか争うことができる⁽¹¹⁴⁾。一般的に、租税事件に係る裁判所の手続は、情報秘匿命令がない限り公開性である(改正民事訴訟法⁽¹¹⁵⁾189条)。

第2節 租税条約と国内法の関係

本章第3節では、ブラジルの移転価格税制と租税条約9条1項との関係にまで踏み込んだ事件も取り上げるため、ここでは、ブラジルにおける条約と国内法との関係、更に9条1項の法的性格について押さえておくこととした

い。

1 租税条約と国内法

まず、条約とブラジル憲法との関係についてである。ブラジル憲法は、最高裁判所に対して、条約の違憲性判断権限を付与している（102条Ⅲ(b））ことから、条約は憲法より下位にあると解されている⁽¹¹⁶⁾。また、ブラジル憲法は、「この憲法の定める権利及び保証は、憲法で採用する制度及び原則、又はブラジル連邦共和国が締結する国際条約から生ずるその他の権利及び保障を排除するものではない（5条2項§2）」と定めており、条約上の権利によって憲法の規定が補完されることをブラジル憲法自体が認めているとも解されている⁽¹¹⁷⁾。

次なる問題は条約と国内法との関係であるが、すでに連邦最高裁判所は、国際条約が法律に優位することを認めているところ⁽¹¹⁸⁾、近年では租税条約に関しても、租税条約が国内法に優位することが確認されている。2012年5月17日のCopesul事件最高裁判決では、独伯租税条約と加伯租税条約における所得分類（7条の事業所得・21条のその他の所得）が争われた。判決は、租税法典98条を根拠として、国内法が租税条約より後に制定された場合であっても、租税条約の規定は国内法に優先するとした⁽¹¹⁹⁾。第1章第1節で述べたとおり、そもそも租税法典は、一般の国内法よりも上位にあり憲法事項を補完する補足法に匹敵するものである。租税法典98条は、「合意は拘束する」⁽¹²⁰⁾（*pacta sunt servanda*）という法原理を反映したものとも言われている⁽¹²¹⁾。

2 租税条約の国内適用

ブラジルにおける条約の位置付けは上述のとおりであるが、併せて確認しておくべきことは、条約をブラジル国内で実現するための手段であろう。条約の国内への導入方式は、一般に各国の憲法の定めに委ねられている⁽¹²³⁾。

そこで、ブラジル憲法に立ち返るに、条約の国内法への導入方式について、受容方式を採用しているのか、それとも変型方式を採用しているのか、明文の規定からは必ずしも明らかではない。しかし、ブラジル憲法は、上級

裁判所の権限の一つとして、下級裁判所により下された判決について、「原判決が国際条約若しくは連邦法に反する場合、又はその効力を否定する場合」に裁判を行う旨を定めている(105条Ⅲ)。したがって、裁判準則として国際法を肯定していることは明らかであるため、受容方式を採用していると解されて⁽¹²⁴⁾いる。そうだとしたら、租税条約**9条1項**、すなわち独立企業原則は、そのまま直接的にブラジル国内法秩序として適用されるのであろうか。以下ではこの点を検討することとする。

3 租税条約**9条1項**の法的性格

各国は主権に基づく課税権を有しており、それは制約される性格のものではない。租税条約は、各国のこうした課税権を制約することによって初めてその機能を果たすことになる。⁽¹²⁵⁾

1992年の国際租税法学会(International Fiscal Association)(以下「IFA」という。)⁽¹²⁶⁾の年次総会では、各国の国内法が独立企業原則と異なる場合に、**9条1項**は、国内法の適用を制限するものか否かについて議論された。ジェネラルレポーターのGuglielmo Maistoは、大半のブランチレポーターが**9条1項**を illustrative nature と理解していることを認識しつつも、同条項は restrictive nature を有するものであるとした。⁽¹²⁷⁾ただし、同条項が restrictive nature を有するのか、すなわち、独立企業原則とは異なる国内法上の移転価格税制の適用を排除するものかどうかについて、当時のブランチレポーターの大半は明確な回答を持ち合わせていなかったというのが実態のようである。⁽¹²⁸⁾

Jens Wittendorffによると、今日に至っては、**9条1項**は独立企業原則に基づいて関連者間取引の移転価格を調整する権限を各国に付与するものであるが、理論上、同条項のみを根拠に各国が移転価格調整を行うことはできない旨の広いコンセンサスがあるという。⁽¹²⁹⁾というのも、そもそも租税条約は、課税権の配分規範であるため、各国が移転価格調整を行うためには、国内法を必要とするのである。**9条1項**は、独立企業原則を適用する義務を条約縮

結国に要請する性格を有する特別の配分規範として一般的に理解されている。⁽¹³⁰⁾

しかし、学説の中には9条1項を illustrative nature と解するものもあるところ、これに対して Wittendorff は、同条項を「租税回避防止規定」と理解している点に誤りがあると指摘する。⁽¹³¹⁾ こうした議論は、定式配分方式の是非を巡って、1990年代の米国においても展開されている。⁽¹³²⁾ 米国では、国内法で定式配分方式を採用することは、9条1項により禁止されているとの解釈が大半であるという。⁽¹³³⁾ こうした結論を導く決定打となったのが、同条項にある may という単語であると Wittendorff は指摘する。⁽¹³⁴⁾ すなわち、同条項が may を使用している目的は、事案が相互協議の対象となる可能性への扉を開くことにあり、そして、相互協議によって9条2項に規定する対応的調整へとつながるといふ。⁽¹³⁵⁾ このように見てくると、9条1項は、restrictive nature を有するものであり、独立企業原則に基づいた移転価格調整は租税条約上の義務と解する見解は、十分に首肯できるものと思われる。⁽¹³⁶⁾

以上を前提とすると、仮に、「固定利益率の適用は独立企業原則に反する」との結論が終局的に下された場合に、どのような事態が生じるのであろうか。ブラジルの移転価格税制の適用により引き起こされる二重課税は、9条1項とは異なるものとして、相互協議への扉すら開かれぬことになるだろう。「固定利益率の適用は独立企業原則に反する」という決着がついた場合でもなお、ブラジルが、自国の税制を9条1項の範囲内であると主張するならば、ブラジルは条約遵守義務を問われかねないだろう。そうだとしたら、ブラジルにとって死守しなければならないのは、自国の制度が独立企業原則に則したものであるという解釈である。つまり、問題の根源は、ブラジルが、「自国の移転価格税制は独立企業原則に則したものである」と繰り返し主張しているところから始まっていると言えよう。

第3節 CARF による決定の動向

ブラジルで移転価格税制が導入されて以来、主要な争点は、調整額を計算するに当たっての計算誤り等であったという⁽¹³⁷⁾。そうした中でも、CARFによる判断の過程においては、ブラジルの移転価格税制の本質に関わる意見が示されている。以下では、CARFによって重要な見解が述べられている事件を中心に確認を進める。

1 OECD 移転価格ガイドラインとの関係⁽¹³⁸⁾

最初の事件 (Decision No. 101-94.888) は、医薬品会社に関するものである。第一審である DRJ は、国外関連者から輸入した製品に、納税者がブラジル国内で更なる加工を施して販売する取引に対して RP 法の適用は認められないとする RFB による更正処分を維持した。しかしながら、第二審である CARF は、2005年 3 月、DRJ の決定を覆して納税者に有利な決定を下した。CARF は、納税者が自らにとって好ましいと判断して選択した移転価格算定方法が、ブラジル国内法で規定されたものである以上は、税務当局は裁量でこれを否認することはできないとした。その判断枠組みは次のとおりである。

まず CARF は、OECD 移転価格ガイドライン上、法人が原材料を輸入してそれを製造する場合には、RP 法は最適な手法ではないとされていることを強調した。つまり、OECD 移転価格ガイドラインが最適方法ルールを採用していることを確認したのである。そして、CARF は OECD 移転価格ガイドラインにおける原則が、二次的な法源 (secondary source of law) となることまでは認めた。しかしながら、二次的な法源にすぎない OECD 移転価格ガイドラインは、法律に規定された移転価格算定方法の中から納税者にとって最も税負担が軽減される方法を納税者が選択することを認めるブラジル国内法を覆すことまではできないとした⁽¹³⁹⁾。その上で、移転価格算定方法の選択に当たって、法律が納税者に唯一要請していることは、基準となる価格 (benchmark price) を文書によって立証することのみであるとした。

本件決定は、OECD 移転価格ガイドラインについて、法源としての一定

の価値を認めつつも、最適方法ルールを採用していないブラジルにとっては、当ガイドラインの内容は、移転価格算定方法の選択に何ら影響を与えるものではない旨を確認したものといえよう。

2 租税条約 9 条との関係⁽¹⁴⁰⁾

次の事件（Decision No. 103-21.859）においても、納税者が基準となる価格（benchmark price）を計算するために適用した移転価格算定方法について、税務当局は、これを制限し得るのかについて争われた。本決定の特徴は、ブラジルの移転価格税制が租税条約上の特殊関連企業条項から乖離しているか否かについてまで言及されたところに認められる。

本件でも DRJ は RFB による課税処分を支持したが、CARF は、税務当局による課税処分は、納税者による RP 法の適用を濫用的に制限したものであるとして DRJ の決定を覆した。その判断過程においては、次の見解が示されている。

本件で問題となっている関連者は、ブラジル法人とドイツ法人であるため、独伯租税条約が適用される。そこで CARF は、租税法典 98 条に基づき、国内法が独伯租税条約 9 条に抵触する場合には、租税条約が優先することをまず確認した。問題は、ブラジルの移転価格税制が独伯租税条約 9 条の特殊企業関連条項に抵触するか否かである。CARF は、9 条で規定された独立企業原則は、ブラジル国内法によって拒否されているわけではなく、単にブラジルの租税システムに適合するよう修正されているのであって、両者の乖離は部分的なものにすぎないとの解釈を示した。さらに、CARF は、移転価格算定方法の定義は、租税条約を適用する国の国内法制に委ねられているとした。こうした理屈付けに基づき、ブラジルの移転価格税制は独伯租税条約 9 条に抵触しないと結論付けたのである。

また、2012 年の事件（Decision No. 110300.608）においても、こうした点が争われている。納税者は、固定利益率を用いたブラジルの移転価格税制は、移転価格の分析を前提とする各国との租税条約 9 条（アルゼンチン、フ

ランス、ドイツ、オランダ、イタリア、日本、スペイン及びスウェーデン)と齟齬がある旨、主張した。これに対して CARF は、ブラジルの租税条約は 9 条 2 項の対応的調整を採用しておらず、同条 1 項のみを規定している点に着目し、このことは、条約締結国独自の考え方に基ついて移転価格税制を適用するというコンセプトを意味しているとした⁽¹⁴¹⁾。そして、ブラジルの移転価格税制とブラジルが締結した租税条約 9 条との間に齟齬はないとした。

こうした決定に対しては、ブラジルの移転価格税制と OECD 加盟国によって支持されている国際課税原則との間に、CARF は合理的な関係を見出そうとしたとの好意的な見方もある⁽¹⁴²⁾。しかし、仮に租税条約の根幹に関する解釈が条約締結国の国内法制に委ねられているとすると、条約の存在意義が問われかねないだろう。つまり、OECD モデル租税条約に則した租税条約が存在するにもかかわらず、いかなる場合においてもブラジルの移転価格算定方法が正当化される結論を導く危険性をはらんだものと思慮される。

3 国内法にない手法の適用可能性⁽¹⁴³⁾

三つ目に確認する事件 (Decision No.103-22.016) もまた製薬会社に関するものである。争点はブラジルの法律に規定された基本三法が適用できない場合に、ブラジルの法律に規定されていない移転価格算定方法を適用することができるか否かである。

納税者が移転価格算定方法として TNMM を適用していたのに対して、RFB は、TNMM は法律で認められた方法ではないとして当該算定方法を否認し、更正処分を行った。DRJ は、TNMM の適用を認めないとする RFB の主張を認めたことから、納税者が CARF に申立てたのが本件である。

納税者は、本件の国外関連者はベルギーの法人であるため、白伯租税条約が適用されるとした上で、白伯租税条約 9 条は TNMM の適用を意図しており、また、その適用は予期されているものであると主張した。こうした納税者の主張に対して審判官は、次のとおり論理を展開した。

- ① 租税条約が国内法に優先することは認識している。

- ② ブラジルは OECD 加盟国ではないため、OECD 移転価格ガイドラインは、二次的な法源にすぎず、RFB を拘束するものではない。
- ③ ブラジルの移転価格税制と OECD によって支持されている国際的スタンダードとの間にギャップがあることは認識している。
- ④ OECD 加盟国が TNMM といった手法を受け入れているという事実は、CUP 法、RP 法及び CP 法といった伝統的な基本三法のみを認めるブラジルの法律に影響を与えるものではない。
- ⑤ 白伯租税条約 9 条は、移転価格算定方法についてまで規定しておらず、規定されていない問題は条約を適用する国の国内法制に委ねられている。
- ⑥ したがって、TNMM を排除することは、白伯租税条約 9 条の特殊関連企業条項に抵触しない。

以上の CARF の決定は論理の運びに不明瞭な点が多いことは否めない。敢えて要約すると、ブラジルは OECD 加盟国ではないため、租税条約 9 条の解釈指針である OECD 移転価格ガイドラインに拘束されず、また、9 条に具体的な移転価格算定方法についてまで明記されていない以上は、OECD 移転価格ガイドラインではなく、ブラジル国内法に基づく手法を適用すべきという趣旨であろう。さらに、ブラジル国内法と租税条約 9 条との間に若干の相違はあるが、そのことは条約に反するほどの齟齬ではないため、問題を惹起するものではないということであろう。

4 一体検証の可否⁽¹⁴⁴⁾

2008年、CARF は、独伯租税条約 9 条と国内法上の移転価格税制との関係について分析を行い、一つの決定を下した（Decision No. 101-96.665）。争点は、検証単位として一体検証が認められるか否かである。

納税者は、ブラジルの移転価格税制は、一体検証（basket approach, package deal）を「禁止していない」ことを主張した。⁽¹⁴⁵⁾ 第 1 章第 3 節でも触れたが、ブラジルの移転価格税制に係る法律は、一体検証の可否について明

示しておらず、行政規則（administrative regulation）で一体検証を明確に否定しているにすぎない。そこで、納税者は、行政規則は独伯租税条約9条に優先しないため、一体検証が認められるべきと主張した。

CARFは、一体検証を認めないとするブラジルの移転価格規則とOECDで認められたアプローチの間に乖離があることは認めた。他方、独伯租税条約に規定されているのは9条1項のみであって、対応的調整を規定する9条2項が存在しないことを強調した。そして、9条2項が存在しない以上、国内法を適用してベンチマーク価格を決定したとしても、9条には抵触しないとしたのである。すなわち、関連当事者が居住するそれぞれの国で生じる調整金額を整合させる規定が存在しないということは、ブラジルの移転価格算定方法を適用することで二重課税が生じることを租税条約自体が容認していることを意味するとしたのである。

また、一体検証に関しては、ブラジルはOECD加盟国ではないことから、OECDで認められているアプローチはブラジルの規則に干渉すべきではないとCARFは述べた。そして、移転価格税制に係る法律が明確にしていけないという事実は、行政府による規則がその機能を拡張していると結論付けることはできないとした。つまり、本件でのRFBによる執行は、法律によって明確にされていない概念を明確化するものであって、法律に抵触する新たな規定を生み出しているわけではないとした。

こうした決定に対して、ブラジルの租税法学者（M. JunqueiraやP.R. Andradeなど）は、複数の取引が密接に関連している場合などは、取引単位ではなく包括的な検証を認めるべきとの主張を行っているが、CARFがこれを認める兆⁽¹⁴⁶⁾はない。

第4節 小括

RFBは、移転価格税制導入後、ブラジルの移転価格税制がOECDモデル租税条約と矛盾するか否かについて、納税者との正式な協議を経て幾度とな

くその回答を公表してきた⁽¹⁴⁷⁾。CARF もまた、数々の決定を通して RFB の見解を支持してきたといつてよいであろう。現在のところ、CARF がブラジルの移転価格税制が租税条約から乖離しているという納税者の主張を正面から認めた決定はない。実はごく僅かであるが、訴訟にまで持ち込まれた移転価格事件も存在する。筆者は、当該事件の詳細について確認することができなかったが、連邦地域裁判所は、ブラジルの移転価格税制が租税条約と抵触するか否かについて、両者の間に齟齬はない旨の判決を下しているとい⁽¹⁴⁸⁾う。

CARF による決定は、ブラジルの移転価格税制と OECD 移転価格ガイドラインや租税条約との関係について、一定の結論を導いてはいるものの、その結論は、ブラジルが OECD 加盟国でないことを理由に国際的な議論を排除した上で導かれたものであることは否めない⁽¹⁵⁰⁾。ブラジルの移転価格税制が国際的スタンダードから乖離しているか否かは、租税条約に基づく相互協議などの外の世界からのインプットによって初めて明らかにされるのかもしれない。

第 3 章 相互協議による二重課税の排除

第 2 章で明らかになったとおり、国内救済制度における独立企業原則に係る議論は、行き詰まりを見せている。そこで本章は、租税条約に基づく相互協議等の現状とその背後にあるものを探ることを目的とする。ブラジルにおいて注目すべき最近の動向として、相互協議手続に係る通達の公表があるが、これは第 4 章第 2 節で扱うこととする。

第 1 節 ブラジルの租税条約

以下ではまず、本稿に関連する 9 条及び 25 条に対するブラジルの考え方を正確に把握するために、その基礎となるブラジルの租税条約ポリシーを概観⁽¹⁵¹⁾する。

(図表4) ブラジルが締結している租税条約

相手国	署名	発効	相手国	署名	発効	相手国	署名	発効
日本	1967	1967	オランダ	1980	1991	ポルトガル	2000	2001
フランス	1971	1972	エクアドル	1983	1988	チリ	2001	2003
ベルギー	1972	1973	フィリピン	1983	1991	イスラエル	2002	2005
デンマーク	1974	1974	カナダ	1984	1985	ウクライナ	2002	2006
スペイン	1974	1976	チェコ	1986	1990	メキシコ	2003	2006
スウェーデン	1975	1975	スロバキア	1986	1990	南アフリカ	2003	2006
オーストリア	1975	1976	ハンガリー	1986	1981	ベネズエラ	2005	2014
ルクセンブルク	1978	1980	インド	1988	1992	ペルー	2006	2009
イタリア	1978	1981	韓国	1989	1991	トリニダードトバゴ	2008	2014
ノルウェー	1980	1981	中国	1991	1993	トルコ	2010	2012
アルゼンチン	1980	1982	フィンランド	1996	1997			

(注) パラグアイ(2000年9月20日署名)とロシア(2004年11月22日署名)は、連邦議会未承認。

1 租税条約ポリシー

(1) 軍事独裁政権下の租税条約

現在ブラジルが締結している租税条約を見ると、32本の条約のうち半数もの条約が軍事独裁政権時代(1964年～1985年)に締結されたものであることが分かる(図表4参照)。これらの条約に共通することは、先進国との間で締結された条約⁽¹⁵²⁾という点である。

当時のブラジル側の条約交渉責任者であった Francisco Dornelles⁽¹⁵³⁾は、次のとおり語っている。「租税条約の締結が、相手国からブラジルへの投資を増加させるという保証はない。しかし、租税条約がなかったとした場合に相手国の居住者がブラジルに投資をしなかったであろうことは確かである⁽¹⁵⁴⁾」。Dornellesによると、当時の多くの国は外国税額控除に係る規定を国内法上整備しておらず、そのような場合に租税条約が存在しないとすると、ブラジルへの投資に悪影響を及ぼすことになるという⁽¹⁵⁵⁾。結局のところ、軍事独裁政権時代にあったブラジルは、当該政権を正当化する要素を探し求めており、その解は経済発展にあった⁽¹⁵⁶⁾。「経済発展による国力の増強」と「国家の安全保障」とを直結させた政策は、直接投資の大幅な増加に結びつく結果となった⁽¹⁵⁷⁾。このように見てくると、軍事独裁政権下で締結された租税条約が、専ら国外投資力を有する先進国との間で締結され、外国税額控除といった投資の

インセンティブを付与するものであったことは、当然の帰結かもしれない。⁽¹⁵⁸⁾

ちなみに、配当、利子及びロイヤルティに関する源泉地国課税についてブラジルは、OECDによって勧告されたレベルにまで引き下げることにはなかつた点は、留意する必要がある。⁽¹⁵⁹⁾ 投資を歓迎する一方、配当等の支払に対する課税を強化して資金の国外流出を防ぐポリシーは、この頃から有していたことが分かる。⁽¹⁶⁰⁾

ところで、図表4にあるとおり、ブラジルが最初に締結した租税条約の相手国は日本であった。日本から見て、当時の条約はどのように映っていたのであろうか。当時の日本側条約交渉担当者によると、日伯租税条約の特色は、広範なタックススペアリングを認めた点にあるという。これを認めることにより「ブラジル側で軽減した税額は、日本政府に移転されることなく、本邦企業の最終的税負担の軽減となり、本邦企業のブラジル投資にインセンティブを与えることとなる」⁽¹⁶¹⁾と説明している。タックススペアリングについては、今でこそ疑問視されているが、⁽¹⁶²⁾ 当時はブラジルへの投資促進に資するものとして肯定的に受け止められていた様子がうかがえる。

（2）米国との租税条約

一方、軍事独裁政権時代にあったブラジルは、米国、英国、スイスといった先進国とも条約交渉を行ったが、これらの国との条約が締結に至らなかったことには留意すべきであろう。以下では、ブラジルにとって最大の経済パートナーである米国との条約交渉に焦点を当てて確認したい。

米伯租税条約は、長い条約交渉を経て署名されたが、米国上院によって承認されることなく、1967年、当該租税条約が撤回されるという結末を迎えた。米国上院が断固として許容しなかつたのは、条約にタックススペアリング条項が含まれていたところにある。⁽¹⁶³⁾ タックススペアリングは途上国への投資促進につながるものではないとする Stanley Surrey 教授の影響を受けた米国議会は、いかなる条約においてもタックススペアリングを認めないという強いポリシーを有していた。⁽¹⁶⁴⁾ ブラジル政府から見ると、タックススペアリ

ングが認められない場合、投資家が源泉地国において享受する低率課税というベネフィットは、居住地国の高率な課税によって相殺されることになり、ブラジルは外国投資家にインセンティブを与えることなく、自国の税収を犠牲にすることになりかねない。⁽¹⁶⁵⁾ ブラジルにとっては、投資のインセンティブを付与しない条約には意味がなかったと解されよう。

(3) 近年の租税条約

1990年代後半以降に新たに締結した租税条約の相手国は、図表4のとおり、ラテンアメリカ諸国、南アフリカ、イスラエルといった国々である。これらの国に共通するのは、投資の双方向性が認められるところである。⁽¹⁶⁶⁾ 詳細は第4章第3節で述べるが、近年ではブラジル法人の国際的な活躍により、ブラジルを拠点とする多国籍企業(167)の数は増加し続けている。こうした変化が、ブラジルの条約ポリシーにも影響を与えており、これらの国との条約(168)においては、タックススペアリング条項は含まれていない。また、2002年にブラジル政府は、メルコスール加盟国との間の租税条約におけるタックススペアリング条項は、2011年12月をもって撤回する旨の通達(169)(Normative Act No. 244/2002)を公表した。このような動向について、L.E. Schoueriは、先進国と途上国との間に見られるような投資の一方方向性を信じるに足る理由がないことをブラジルが認識していることの表れであるという。(170) グローバル経済に参画するブラジル企業が増加している事実は、ブラジルの今後の租税条約ポリシーに一層の変化をもたらす可能性があるだろう。

なお、ブラジルが従来締結してきた租税条約にはLOB条項が存在しなかったが、2002年以降に締結したいくつかの租税条約(171)の中には、当該条項が含まれている。これは、租税条約が濫用されることによって、ブラジルの所得が国外へ流出することへの危機感の表れと思われる。

(1) Jim O'neill, "Building Better Global Economic BRICs", Goldman Sachs, Global Economics Paper No.66 (2001).

- (2) 相互協議が移転価格問題にどのように機能してきたかを歴史的に分析した文献として、青山慶二「相互協議と移転価格税制」租税研究2005年 3月138-166頁(2005)。
- (3) 詳細は、小池洋一ほか『現代ブラジル事典』ブラジル日本商工会議所編39-40、400-401頁(新評社、2005)、阿部博友『現代ブラジル事典〔新版〕』ブラジル日本商工会議所編48、186頁以下(新評論、2016)。
- (4) ブラジルではポルトガルからの独立以来、現在までに7つの憲法が制定され、各憲法はその当時の体制を反映してきた。ブラジル憲法の邦訳及び憲法史は、矢谷通朗編訳『ブラジル連邦共和国憲法1988年』4頁以下(アジア経済研究所、1991)。
- (5) 矢谷・前掲注(4) 19頁。
- (6) 小池ほか・前掲注(3) 39-40、400-401頁、阿部・前掲注(3) 48、186頁以下。
- (7) 矢谷・前掲注(4) 19頁以下。
- (8) 詳細は、小池ほか・前掲注(3) 49頁。裁判所の歴史、違憲審査制度については、佐藤美由紀『ブラジルにおける違憲審査制の展開』(東京大学出版会、2006)に詳しい。
- (9) ブラジルは、1500年の「発見」以降1822年の独立までポルトガルの植民地であったため、ポルトガル法により約300年にわたり支配されており、その残滓は現行法制の端々に見られる。独立後は、19世紀ヨーロッパでの近代諸法典編纂を受けて法典編纂に着手したため、フランス法やドイツ法もブラジル法の基本部分に入り込んでいる(小池ほか・前掲注(3) 397頁)。
- (10) 以下では、脚注で示した文献のほか、二宮正人=矢谷通朗編著『ブラジルの法要説—法令・判例へのアプローチ—』経済協力シリーズ(法律) 169号28頁以下(アジア経済研究所、1993)を主に参照。
- (11) Marcelo Ilarraz, “Drawing Upon an Alternative Model for the Brazil Transfer Pricing Experience: The OECD’s Arm’s Length Standard, Pre-fixed Profit Margins or a Third Way?”, BRITISH TAX REVIEW, 2, pp.219-220 (2014).
- (12) Rubens Branco, “Source and Residence: A New Configuration of Their Principles”, IFA CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL, Vol.90a, p.207 (2005).
- (13) André Gomes de Oliveira & Francisco Lisboa Moreira, “The Brazilian Transfer Pricing Regime”, BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION, Vol.71, No.6, para.1.1 (2017).
- (14) Heleno Taveira Tôrres, “Tax Treaties and Tax Avoidance Application of Anti-Avoidance Provision—Brazil”, IFA CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL,

- Vol.95a, p.163; Christin Alces Alvarrenga, “Preventing Tax Avoidance: Is There Convergence in the Way Countries Counter Tax Avoidance?”, *BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION*, July 2013, p.357 (2013).
- (15) Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, “Tax Treaty Disputes in Brazil” in *A GLOBAL ANALYSIS OF TAX TREATY DISPUTES*, Vol.2, p.858 (Eduardo Baistrocchi & Ian Roxan ed., Cambridge, 2017).
- (16) Pedro Vianna de Ulhoa Canto, “U.S. And Brazilian Approaches to Transfer Pricing: The Best Method Rule”, *TAX NOTES INTERNATIONAL*, Oct.13, 2008, p.119 (2008).
- (17) Pedro Vianna de Ulhoa Canto, *supra* note (16). *See also*, André Gomes de Oliveira & Francisco Lisboa Moreira, *supra* note (13) para.1.1.
- (18) Pedro Vianna de Ulhoa Canto, *supra* note (16). *See also*, Marcelo Ilarraz, *supra* note (11) p.228.
- (19) Pedro Vianna de Ulhoa Canto, *supra* note (16). *See also*, Heleno Taveira Tôrres, *supra* note (14) p.149.
- (20) Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, “Transfer Pricing Disputes in Brazil”, in *RESOLVING TRANSFER PRICING DISPUTES*, pp.519–554 (Eduardo Baistrochi & Ian Roxan eds. Cambridge University Press, 2012).
- (21) L.E.Shoueri & M. Barbosa, “Chapter 4: Brazil” *TRENDS AND PLAYERS IN TAX POLICY*, para.4.1.0. (Michael Lang et al. eds., IBFD Online Books, 2015).
- (22) *Id.*
- (23) 自国の居住者であろうと国外で稼得された所得は課税しないという原則で、ラテンアメリカの一部の国で伝統的に採用されてきたものである(金子宏編著「租税条約における『みなし外国税額控除』(tax-sparing credit) について」『租税法理論の形成と解明 下巻』152、155頁(有斐閣、2010)〔初出:『公法学研究(上) —杉村章三郎先生古稀記念』(有斐閣、1974)〕)。
- (24) Explanatory Memorandum, Item 14は次のとおり(英訳は、L.E.Shoueri & M. Barbosa, *supra* note (21) para.4.1.2.1.)。 “it is adopted, with the taxation of income earned abroad, a measure intended to combat evasion and tax planning, since the current system—based on income territoriality—allows companies to allocate profits in branches or subsidiaries located in tax havens”
- (25) 配当は10%、利子は15.5～35%、ロイヤルティは12.5～31.5%、サービスへの支

- 払は21~31.5%の源泉徴収税率が適用される結果、実効税率34%という高課税国となる。See, Romero J.S. Tavares & Aline Dias, “What Will a Post BEPS Latin America Look Like?”, *TAX NOTES INTERNATIONAL*, Aug. 15, 2016 (2016). See also, Romero J.S. Tavares et al., “New Brazilian Equity Interest Rules: Efficient Financing for U.S.-Owned Subsidiaries”, *TAX NOTES INTERNATIONAL*, Jan. 6, 1997, p.45 (1997).
- (26) André Gomes de Oliveira & Francisco Lisboa Moreira, *supra* note (13) para.1.1.
- (27) João Marcus de Melo Rigoni, “A Brazilian View on Base Erosion and Profit Shifting: An Alternative Path”, *INTERTAX*, Vol.42, Issue 11, pp.730-742 (2014).
- (28) 各国の移転価格税制の導入時期及び発展史については、Eduardo Baistrocchi, “Transfer Pricing Dispute Resolution: The Global Evolutionary Path” in *RESOLVING TRANSFER PRICING DISPUTES*, pp.835-882 (Cambridge,2012).
- (29) Joseph Marc Wolf & Alexandre Almeida, “Transfer Pricing Policy in Line with the OECD; Current Transfer Pricing Issues”, *INTERNATIONAL TRANSFER PRICING JOURNAL*, January/February 2002, p.9 (2002).
- (30) *Id.*
- (31) Eliete Ribeiro & Henrique de Conti “Changes in the Transfer Pricing Landscape and Impact of the BEPS Project” *INTERNATIONAL TRANSFER PRICING JOURNAL*, Vol.24, No.3 (2017).
- (32) Marcelo Ilarraz, *supra* note (11) pp.220-221, 226.
- (33) *Id.*, p.220.
- (34) Items 12 and 13 of the Executive Reasoning は次のとおり (英訳は、Marcelo Ilarraz, *supra* note (11) p.226による)。“In this specific case and in accordance with rules adopted in the OECD member countries, rules are proposed that allow the control of so-called ‘Transfer Pricing’ in order to avoid the practice, detrimental to the national interest, of the transference of results abroad through the manipulation of agreed prices on imports or exports of goods, services or rights in operations with related persons resident or domiciled abroad.”
- (35) Marcelo Ilarraz, *supra* note (11) p.226.
- (36) Isabel Calich & Joã Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.3.

(37) *Id.*

(38) Joseph Marc Wolf & Alexandre Almeida, *supra* note (29) ; Walter Douglas Stuber & Lionel Pimental Nobre, “Main Legal Concerns for a Foreign Investor in Brazil” *INTERTAX*, Vol.27, Issue 4, p.170 (1999).

(39) ブラジルの移転価格税制は次の文献に詳しい(関係法令・通達等の英訳も掲載されており、本稿も適宜参照している)。Simone Dias Musa et al., “Brazil” in *TRANSFER PRICING*, Latest Information: up to 1 August 2016 (IBFD Online, 2016); Giammarco Cottani, “Brazil” in *TRANSFER PRICING*, latest information: up to 1 November 2016 (IBFD Online, 2016)。邦語文献では、EY 税理士法人編『世界73か国の移転価格税制ガイドブック』3-13頁(2014)、久野康成『ブラジルの投資・M&A・会社法・会計税務・労務』324-331頁(TCG 出版、2013)等を参照している。

(40) 次のとおり述べられている(英訳は Simone Dias Musa et al., *supra* note (39) para. 2.6. による) “The rules set forth in article 18 to 24 represent a significant improvement in domestic legislation in view of the current globalization process, which affects all modern economies. In this specific case, in accordance with the rules adopted by the OECD members, certain rules have been proposed in order to control so-called “transfer pricing” to prevent the harmful transfer of resources to foreign countries, through manipulation of prices used in importations or exportations of goods, services or rights, in transactions with a non-resident related party.”

(41) Romero J.S. Tavares & Aline Dias, *supra* note (25) p.551. なお、ブラジルの移転価格税制が先進国のみならず他の発展途上国と異なることは、国連移転価格マニュアルが公表されたときに明らかになったとの指摘もある。See, Marcelo Ilarraz, *supra* note (11) p.232.

(42) Normative Ruling 602/05, 703/06, 801/07, 898/08, 1124/11, 1233/12, 1321/13, 1437/14, 1547/15, 1623/16; Declaratory Act 37/2002; Ordinance 222/08, 436/05, 425/06, 329/07, 310/08.04/11, 563/11があるが、これらは Law9430/96で規定された事項を変更するものではなく詳細を規定するものである。

(43) Marcelo Natale & Carlos Nicacio, “Chapter 5 Brazil” in *TRANSFER PRICING AND DISPUTE RESOLUTION: ALIGNING STRATEGY AND EXECUTION*, latest information: 1 Nov. 2010, para.1.1 (A.J. Bakker & Levey eds., IBFD Online Book, 2011);

- Sergio André Rocha, “Brazil’s International Tax Policy”, Editora Lumen Juris, p.155 (2017); Simone Dias Musa et al., *supra* note (39) para. 2.3.
- (44) Simone Dias Musa et al., *supra* note (39) para. 2.5.
- (45) Heleno Taveira Tôrres, *supra* note (14) p.163. 各国における国外関連者の範囲については、次の文献参照。Jow Lee Ying & Yong Sing Yuan, “Related Parties as Used in Transfer Pricing”, INTERNATIONAL TRANSFER PRICING JOURNAL, November/December 2017, p.439 (2017). See also, Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.4.
- (46) André Gomes de Oliveira & Francisco Lisboa Moreira, *supra* note (13) para.1.1.
- (47) Heleno Taveira Tôrres, *supra* note (14) p.163.
- (48) 納税者のコンプライアンス向上のために対象国のリストが公表されている (Law 9430/96, article 24)。Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.4. 無税又は軽課税 (税率20%未満) の国・地域がタックスヘイブンに該当する。
- (49) Sergio André Rocha, *supra* note (43) p.158. Luís Eduardo Shoueri & Eduardo Santos Arruda Madeira, “Transfer Pricing Practice in an Era of Recession”, INTERNATIONAL TRANSFER PRICING JOURNAL, November/December 2009, p.419 (2009).
- (50) また、法律改正後2002年11月に発遣された Normative Ruling 243/02の合法性を巡っても激しい争いが続き、第三連邦地域裁判所は違法である旨の判決を下した。See, Luis Eduardo Schoueri, “Lower Court Decision on Use of Original Formula for Resale Price Method”, INTERNATIONAL TRANSFER PRICING JOURNAL, March/April 2011, p.140 (2011).
- (51) 改正の経緯やその詳細は、次の文献参照。Luis Eduardo Schoueri & Natalie Matos Silva, “Amended Transfer Pricing Rules”, INTERNATIONAL TRANSFER PRICING JOURNAL, July/August 2010, p.285 (2010); Mindy Herzfeld, “Brazil,- Outliner or Leader on Transfer Pricing?”, TAX NOTES INTERNATIONAL, Aug. 15, 2016, p.548 (2016).
- (52) 例えば、3M事件 (Doc. No.2017-62371) では、ブラジル子会社が国外関連者からポストイットを輸入してブラジル国内で販売する取引について争われた。2017年7月13日、CARFは、色やサイズに関する現地での単純な加工であっても輸入

製品に付加価値を付すものであり、PRL60を適用すべきとするRFBの見解を支持した。See, Hoke, William “3 M Loses Final Administrative Appeal in Transfer Pricing Case” 87 TAX NOTES INTERNATIONAL, p.291 (2017); Hoke, William “3 M in Transfer Pricing Dispute with Brazilian Tax Agency” 86 TAX NOTES INTERNATIONAL, p.1148 (2017).

(53) Isabel Calich & Joã Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.4.

(54) Eliete Ribeiro & Henrique de Conti, *supra* note (31). CARFによる決定のほとんども、こうした考え方に則した決定を下している。ただし、税務当局は税務調査で採用した算定方法が納税者にとって最適な方法であることを立証しなければならないとしたCARFの決定 (Decision No.103-22.017) もある。See, Simone Dias Musa et al., *supra* note (39) para. 4.2.

(55) Eliete Ribeiro & Henrique de Conti, *supra* note (31); Isabel Calich & Joã Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.4.; Pedro Vianna de Ulhoa Canto, *supra* note (16) p.119.

(56) Mindy Herzfeld, *supra* note (51).

(57) 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課「新興国における課税問題の事例と対策」13、16頁(2013)。

(58) Eliete Ribeiro & Henrique de Conti, *supra* note (31) p.204. Eliete Ribeiroらは、CPL法については、調査する税務当局にとっても負担が大きいのという。See also, Elen Pexoto Orsini & Daniel Gustavo Peixoto Orsini Marcondes, “Ruling on Adequacy of Audit Reports to Substantiate Transfer Pricing Calculations”, INTERNATIONAL TRANSFER PRICING JOURNAL, September/October 2014, pp.373-376 (2014). Elen Pexoto Orsiniらは、page-by-page approachは、CP法に限らず、かえって納税者のコンプライアンスコストを増加させていると指摘する。

(59) その背景には、ブラジルでは会計システムが十分に発達していないことがある。See, Alexandre B. Cunha et al., “The Economic Impacts of Trade Agreements and Tax Reforms in Brazil: Some Implications for Accounting Research” in INTERNATIONAL TAXATION HANDBOOK; POLICY, PRACTICE, STANDARDS, AND REGULATION, pp.34-354 (Colin Read & Greg N. Gregoriou eds., CIMA, 2007).

(60) Eliete Ribeiro & Henrique de Conti, *supra* note (31) p.203. ただし、税務当局はすべての輸入申告データが格納されたデータベース (SOSCPMEX) にアクセスできるため、外部コンパラブルを好んで使用する傾向にある。See, Simone Dias

- Musa et al., *supra* note (39) paras.3.1, 3.2. したがって、情報の入手可能性が障害となっているのは、納税者側といえよう。
- (61) Art.18, para.9, Law 9430/96は次のとおり。“The present rules do not apply to royalties and technical scientific or administrative fees, which will continue to be subject to the specific deductibility rules as provided for by the prevailing legislation.”
- (62) Marcelo Natale & Carlos Nicacio, *supra* note (43) para.1.1. ; Joseph Marc Wolf & Alexandre Almeida, *supra* note (29) ; João Francisco Bianco & Ramon Tomazela Santos, “Brazilian Anti- Avoidance Legislation: Recent Refinements and Major Deviations from International Practice”, 71 BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION 6, para.3.5 (2017).
- (63) 問題は、特許庁への登録の際にロイヤルティ料率や契約の有効期間（原則 5 年まで）について修正を指示され、これに従わない限りロイヤルティの海外送金はできないところにある（経済産業省貿易経済協力局貿易振興課・前掲注（57） 6 頁）。
- (64) Marcos Aurálio Pereira Valadão, “Transfer Pricing in Brazil and Actions 8, 9, 10 and 13 of the OECD Base Erosion and Profit Shifting Initiative”, BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION, May 2016, pp.303, 308 (2016); Ricardo André Galendi Júnior & Luís Eduardo Schoueri, “The Future of Transfer Pricing – Brazil” IFA CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL, Vol.102B, para.2.2.2. (2017).
- (65) Joseph Marc Wolf & Alexandre Almeida, *supra* note (29).
- (66) *Id.*
- (67) *Id.*
- (68) Ricardo André Galendi Júnior & Luís Eduardo Schoueri, *supra* note (64) para.2.2.1.
- (69) United Nations, “United Nations Practical Manual on Transfer Pricing for Developing Countries” (2012).
- (70) United Nations, “United Nations Practical Manual on Transfer Pricing for Developing Countries” (2nd edition, 2017).
- (71) *Id.*, D.1.1.1.
- (72) *Id.*, D.1.1.2-3.
- (73) *Id.*, D.1.7.1.
- (74) *Id.*, D.1.7.2.

- (75) L.E.Shoueri, “Part II: Tax Policy and Technical Tensions in the BRICS (+) World, Chapter 4: Brazil” BRICS and the Emergence of International Tax Coordination, para. 4.3.3.1. (Yariv Brauner, Pasquale Pistone ed. 2015, IBFD-Online Books). また、事前利益率が他国において支持されていないのは、OECD や主要な貿易相手国が独立企業原則を強く支持するところが大きいとの指摘もある。See, Mindy Herzfeld, *supra* note (51).
- (76) ブラジルの立法担当者は、ブラジルで独立企業原則を適用することが不可能であることを移転価格税制策定時から見越していたとの見方もある。See, L.E.Schoueri, *supra* note (75) para.4.3.3.1.
- (77) Isabel Calich & João Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.4. ブラジルの移転価格税制は、たとえビジネスの実態を反映していなくても、公平性より効率性が確保される点において、ブラジルの国益にかなっているとの見解である。
- (78) See, Pedro Vianna de Ulhoa Canto, *supra* note (16).
- (79) *Id.*
- (80) *Id.*
- (81) See, Pedro Vianna de Ulhoa Canto, *supra* note (16) p.119. See also, Eliete Ribeiro & Henrique de Conti, *supra* note (31).
- (82) Daniel Hora do Paço & David Rosenbloom, “Thoughts on the Brazil-U.S. Tax Treaty Negotiations”, TAX NOTES INTERNATIONAL, Nov. 16, 2009, p.517 (2009)
- (83) L.E.Schoueri, *supra* note (75) para.4.3.3.1. ただし、Shoueri は、ブラジルの移転価格税制は、納税者が固定利益率よりも合理的な価格を客観的に提示することができる建付けになっているため、平等原則には反しないと述べる。
- (84) Daniel Hora do Paço & David Rosenbloom, *supra* note (82).
- (85) これに対して Michael Durst は、独立企業原則に基づく方法 (ad hoc methods) は、各国が各々の基準に基づき適用するため、二国間での紛争をより生じさせる可能性を内在しており、両当事国が特定の取引について、いかなる決定を下すか予測ができないという不確実性をはらんでいると反論する。Michael C. Durst, “Transfer Pricing and Double Tax: Rethinking Conventional Wisdom”, 68 TAX NOTES INTERNATIONAL 649, p.649 (2012). また、二重課税が生じることを所与のものとして、固定利益率がもたらす確実性 (税額を事前に把握すること) に価値を見出す見解もある。See, João Francisco Bianco & Ramon Tomazela Santos, *supra* note (62) para.3.4.

- (86) ブラジルでは、連邦、州、都市自治体がそれぞれ課税権を有している。本稿は、移転価格税制を規定する連邦税に関わる国内救済手続を概観する。
- (87) 経済産業省貿易経済協力局貿易振興課・前掲注（57）18頁。
- (88) Bob Michel et al., “The Judicial System of Brazil: Legal Remedies under the Brazilian Tax System” BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION, Vol.71, No.6, para.2.1 (2017).
- (89) *Id.*, para.2.2.
- (90) *Id.*
- (91) *Id.*
- (92) ブラジリアに設置されており、法人税事件は第 1 セクションに、個人所得事件は第 2 セクションに、間接税等の事件は第 3 セクションに割り当てられる。Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (15) pp.870-871.
- (93) Bob Michel et al., *supra* note (88) para.2.2.
- (94) *Id.*, para.2.3.
- (95) *Id.*
- (96) *Id.*
- (97) *Id.*
- (98) *Id.*
- (99) *Id.*
- (100) *Id.*
- (101) *Id.*
- (102) *Id.*
- (103) *Id.*
- (104) 限定的ではあるが、最終的な行政救済機関として Superior Chamber of Tax Appeals が存在する。2009年までは、納税者は法律の解釈について先例がある場合にのみ Superior Chamber に訴えることができたのに対して、税務当局はこの場合に限らず、決定が満場一致でない場合や行政手続において提示された証拠に異議がある場合についても訴えることが認められていた。しかし今日では、納税者も税務当局も法律の解釈に先例との齟齬がある場合にのみ提訴することができ、フェアな状況となった。Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.5.
- (105) Bob Michel et al., *supra* note (88) para.1.2.2.2.2.
- (106) 連邦地域裁判所は、5 つの地域（ブラジリア、リオデジャネイロ、サンパウ

- ロ、ポルトアレグレ、ベルナンブコ)に拠点を置く。
- (107) Bob Michel et al., *supra* note (88) para.1.2.1.2.4.
- (108) *Id.*, paras.1.2.2.2.6, 3.3.
- (109) *Id.*, para.1.2.2.2.6.
- (110) 民主化の進展とともに司法府の存在感が高まっており、Webを使った情報公開のほか、独自のテレビ局を有し、法廷での重要審理は実況放映される(阿部・前掲注(3)49頁)。
- (111) CNJは、司法関係者9名、検察、弁護士、市民の代表各2名の計15名で構成される。司法の近代化・効率化のために、司法内部の規範整備、予算管理、苦情の受付、統計の収集や公表に当たる。阿部・前掲注(3)49頁参照。
- (112) Bob Michel et al., *supra* note (88) para.1.2.2.2.6.
- (113) Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (15) p.871. 阿部・前掲注(3)187頁も参照。同様の拘束力は、連邦高等裁判所判決にも認められることとなったが、同判決の場合、その下級審のみを拘束し、納税者や税務当局を拘束するものではない。
- (114) Bob Michel et al., *supra* note (88) para.4.1. なお、当事者は、仮定の事案について裁判所に提訴することはできず、実際の事案の事実関係に基づき法律の解釈及び適用が審査される。
- (115) *Id.*, para.4.2.5.
- (116) 佐藤文夫「ブラジルにおける開発と人権—主に国際人権法の観点から」矢谷通朗=カズオ・ワタナベ=二宮正人編『ブラジル開発法の諸相』80頁(アジア経済研究所、1994)。
- (117) 佐藤・前掲注(116)81-82頁。
- (118) Federal Government v. Companhia de Radio International Do Brasil, Brazil, Supreme Court. August 21, 1951. 国際ラジオ会社事件で、条約がその締結前及び後の法律に優越することを認めている。判決内容は International Law Reports, Vol.20,p.1 (1957) 参照。
- (119) REsp No.1161467-RS 2009/0198051-2. 事件概要は次の文献参照。Marcus Lívio Gomes, “Dispute Resolution Procedures in International Tax Matters—Brazil”, IFA CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL, Vol.101A, pp.168-175 (2016); Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (15) p.870.
- (120) 租税法典98条は次のとおり。“The treaties and international conventions

revoke or modify the internal tax laws, and will be observed the ones that befall them.”

(121) *See*, Heleno Taveira Tôrres, *supra* note (14) p.155.

(122) *Id.*

(123) 山本草二『国際法〔新版（補訂）〕』91頁（有斐閣、2004）。条約がどのような場合に国内で直接適用されうるかについては、岩沢雄司『条約の国内適用可能性』（有斐閣、1985）参照。

(124) 佐藤・前掲注（116）79頁。

(125) Jens Wittendorff, “Transfer Pricing and Arm’s Length Principle in International Tax Law”, p.193 (Kluwer Law International, 2010).

(126) IFA は、1938年に設立された国際租税法・比較租税法及び公財政の研究・発展を目的とする民間団体で、世界の国・地域に70の支部を有する。年次総会では、各支部のブランチレポーターがその国・地域の状況を報告し、ジェネラルレポーターは報告の取りまとめを行う。Available at; <https://www.ifa.nl/> (last visited June 17, 2018)

(127) Maisto Guglielmo, “Transfer Pricing in the Absence of Comparable Market Prices” CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL, Vol.77a, p.60 (1992). Maisto は、米国とドイツが restrictive nature として理解している点を重視したようである。

(128) Jens Wittendorff, *supra* note (125) p.195.

(129) *Id.*, pp.191-193

(130) *See*, Reuven S. Avi-Yonah, “The Rise and Fall of Arm’s length: A Study in the Evolution of U.S. International Taxation” 15 VIRGINIA TAX REVIEW, p.89 (1995).

(131) Jens Wittendorff, *supra* note (125) p.198.

(132) Kauder, Louis M., “The Unspecific Federal Tax Policy of Arm’s Length: A Comment on The Continuing Vitality of Formulary Apportionment at The Federal Level”, 60 TAX NOTES, p.1147 (1993).

(133) Turro, John, “Treasury Continues to Champion Worldwide Arm’s Length Standard.” 66 TAX NOTES, p.316 (1995).

(134) Jens Wittendorff, *supra* note (125) p.198.

(135) *Id.*

- (136) BEPS プロジェクトにより 9 条の性格が変わってきている旨の指摘はあるが (今村隆「移転価格税制と OECD 新ガイドライン—各国の裁判例を分析して (第 1 回)」租税研究823号353頁 (2018))、その本質が失われることはないだろう。
- (137) Eliete Ribeiro & Henrique de Conti, *supra* note (31).
- (138) 事件概要は次の文献参照。Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.5 ; Marcelo Harraz, *supra* note (11) p.223 ; Simone Dias Musa et al., *supra* note (39) paras.4.2, 4.4.
- (139) 移転価格算定方法の選択上、Law9430/96は何ら制約を課していないことを述べた決定として、Decisions 101-94888, 101-95526参照。同様に、納税者は Art.18 にリストアップされた方法のいずれを用いてもよいとした決定として、Decision 101-95107参照。See, Simone Dias Musa et al., *supra* note (39) para.4.2.
- (140) 事件概要は、Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.5を参照。
- (141) 決定は次のとおり述べている (英訳は、Sergio André Rocha, *supra* note (43) p.143)。“Brazil did not adopt in its treaties the provisions of Article 9, paragraph 2, of the OECD Model Convention, but only Paragraph 1 thereof. The concept contained herein authorized the application of transfer pricing adjustments by Contracting State if, in relations between affiliate or associated companies located in Contracting States, the arm’s length price is not observed. No offense to Article of the Treaties concluded by Brazil.”
- (142) See, Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (15) p.877.
- (143) 事件概要は、Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.5; Marcelo Harraz, *supra* note (11) pp.222-223 参照。See also, Heleno Taveira Tôrres, *supra* note (14) p.163
- (144) 事件概要は、Isabel Calich & Joãd Dácio Rolim, *supra* note (20) para.13.5参照。
- (145) See, Simone Dias Musa et al., *supra* note (39) para.3.1.
- (146) *Id.*
- (147) Processos de Consulta 12/2000 published 2 August 2000 ; 19/2000 published October ; 20/2000 and 21/2000 published 3 November 2000.
- (148) Decision 101-96.665 ; Decision 103-22.016. See, Marcelo Natale & Carlos Nicacio, *supra* note (43) para.3.3.

- (149) サンパウロ連邦地域裁判所で 2 件の判決が下されている (Appeal No.0044489-25.2008.4.03.0000; Appeal No.0028594-62.2005.4.03.6100) が、明確な理由付け等はされていない模様である。Sergio André Rocha, *supra* note (43) para.1.4.6.2, p.144. こうした判決を踏まえて、「ブラジルの移転価格税制は、租税条約の規定と矛盾するものではなく、むしろ相互に補完、作用しているもの」との見方もある。See, Heleno Taveira Tôrres, *supra* note (14) p.163.
- (150) そもそもブラジルの移転価格税制の性格上、納税者と税務当局との間で争点となるのは、納税者が移転価格調整額を算出する際に生じる代理人の計算誤りが大半を占めているため、移転価格税制の本質に関する議論が展開されにくいことは否めないだろう。See, Eliete Ribeiro & Henrique de Conti, *supra* note (31) p.204.
- (151) なお、L.E. Schoueri は、ブラジルの条約ポリシーを 3 つの時代（①1960年代～1970年代：先進国との条約締結、②1980年代～1990年代：途上国との条約締結、③2000年以降：資本輸出先との条約締結）に区分して説明している。See, L.E. Schoueri, *supra* note (75) para.4.2.1.
- (152) See, L.E.Schoueri, *supra* note (75) para.4.2.1.2.1.; Luís Eduardo Shoueri & Ricardo André Galendi Júnior, “Interpretative and Policy Challenges Following the OECD Multilateral Instrument 2016 From a Brazilian Perspective”, BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION, June 2017, p.345 (2017).
- (153) Dornelles は、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、日本、ルクセンブルク、ノルウェイ、スペインとの条約交渉を担当した。
- (154) 原書は、Francisco Dornelles, “Acordos para Eliminar a Dupla Triburação de Renda”, 3 Revista de Directo Tributário 3, p.254 (1978). 本文の邦語は、Sergio André Rocha, *supra* note (43) para.1.2, p.22のポルトガル語から英語への翻訳による。
- (155) Sergio André Rocha, *supra* note (43) para.1.2, p.22.
- (156) 堀坂浩太郎『ブラジル—跳躍の軌跡—』22、29頁（岩波書店、2012）。See, Sergio André Rocha, *supra* note (43) para.1.2, p.26.
- (157) 特に1970～1973年は、年率10%超の成長を達成し「ブラジルの奇跡」と言われ、1970年代末には新興工業経済群（NIEs）として頭角を出した。日本企業にとって、第二次ブラジル進出期となったのもこの時期である（堀坂・前掲注（156）16、29頁）。See also, Marcelo Illarraz, *supra* note (11) pp.220, 226.
- (158) L.E.Schoueri, *supra* note (75) para.4.2.1.2.1. See also, Sergio André Rocha,

- “Brazil’s Treaty Policy”, *BULLETIN FOR INTERNATIONAL TAXATION*, June 2017, p.334 (2017).
- (159) 例えば、配当については、OECDが5～10%としているのに対して、ブラジルが締結した28の租税条約は、15～25%を規定している。利子については、OECDが10%としているのに対して、ブラジルは29の租税条約で15～25%を規定している。See, João Marcus de Melo Rigoni, “The International Tax Regime in the Twenty-First Century: The Emergence of a Third Stage”, *INTERTAX* Vol.45 issue 3, pp.211-213 (2017).
- (160) 源泉地国課税を守ることは、資本輸入国によって長年主張され続けてきたことである。See, Angel Schindel & Adolf Atchabahian, “General Report”, *IFA CAHIERS DE DROIT FISCAL INTERNATIONAL*, Vol.90a, p.25 (2005).
- (161) 五味雄治「ブラジルとの租税条約およびこれに伴う所得等の特例法について」時の法令626号17頁(1967)。
- (162) 金子・前掲注(23)152頁以下。1991年以降は時限立法にする方針にある(水野忠恒『租税法〔第5版〕』595頁(有斐閣、2011))。
- (163) Daniel Hora do Paço & David Rosenbloom, *supra* note (82).
- (164) Russell Baker et al., “Taxation and Operations Abroad ; Symposium Conducted by the Tax Institute, December 3 - 4, 1959.”, *THE IMPACT OF TAXATION ON MANAGEMENT RESPONSIBILITY*, pp.218-219 (Tax Institute, 1960).
- (165) L.E.Schoueri, *supra* note (75) para.4.2.1.2.1 ; Daniel Hora do Paço & David Rosenbloom, *supra* note (82).
- (166) L.E.Schoueri, *supra* note (75) para.4.2.1.2.3. See also, Luís Eduardo Shoueri & Ricardo André Galendi Júnior, *supra* note (152) p.345.
- (167) L.E.Schoueri, *supra* note (75) para.4.2.1.2.4.
- (168) 例えば、チリ、イスラエル、メキシコ、ペルー、ポルトガル、南アフリカ、ウクライナと締結した条約には、タックススペアリング条項は含まれていない。
- (169) Rubens Branco, *supra* note (12) p.217 ; Isabel Calich & João Dácio Rolim, *supra* note (15) p.869.
- (170) L.E.Schoueri, *supra* note (75) para.4.2.1.2.4.
- (171) *Id.* 例えば、イスラエル、ペルー、南アフリカとの条約である。